

住宅ストック循環支援事業事務局 殿

## 住宅ストック循環支援事業補助金 交付申請書

住宅ストック循環支援事業補助金交付規程第5の規定に基づき、住宅ストック循環支援事業補助金の交付を受けるため、以下のとおり交付申請を行います。

なお、補助事業者及び共同事業者が同規程に定める要件に適合すること、及び補助事業者の責務を履行することを誓約するものとして、「住宅ストック循環支援事業補助金 共同事業実施規約」を添付します。

## 【交付申請者】

平成 年 月 日記入

補 助 事 業 者 ( 個 人 事 業 主 名 )		法人印  (個人事業主は実印)
代 表 者 ( 決 裁 者 )	肩 書	
	氏 名	
住 所		〒
電 話 番 号		

## 【共同事業者】

氏 名 ( 居 住 者 )	
現 住 所	〒
電 話 番 号	

## 【交付申請する補助事業】

交 付 申 請 番 号	
住 宅 の 所 在 地	〒

## 【注意事項】

- ・修正液、訂正印は使用できません。(ポータルの情報修正後、再出力してください)
- ・交付申請期間に事務局に郵送してください。(期間外の受付は行いません)
- ・記入、押印漏れがある場合、交付申請の受付は行いません。
- ・記入日が漏れていた場合、作成日を記入日として扱います。

## ※サンプル※

交付申請書は申請ポータルから出力された書類を使用してください。  
本紙に手書きで記入したものを提出しても受付されません。

住宅ストック循環支援事業事務局 殿

**甲(住宅購入者)と乙(宅建業者またはインスペクション事業者)は、住宅ストック循環支援事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。**

**住宅ストック循環支援事業補助金 共同事業実施規約  
(良質な既存住宅の購入)**

甲と乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

(要件等の確認)

- 第1条 甲と乙は、本補助金の交付規程、マニュアル類等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。  
甲および乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
2. 甲と乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ホ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となるインスペクション費用および乙が行ったエコリフォームについて、国庫が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 甲は、住宅の引渡しから10年間、事務局の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならないこと(補助事業者である宅地建物取引業者や住宅所有者等が、本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合を除く)
- (ニ) 提出した個人情報は、事務局が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること
- (ホ) 甲は、住宅(乙によるエコリフォームに本補助金が充当されるものを除く)の引渡し後、自身が行うエコリフォームに本補助金交付を受ける場合、別途エコリフォームの交付申請が必要であること

(申告)

- 第2条 甲と乙は、以下の(イ)および(ロ)に該当し、本補助金の交付申請が制限されないことを相互に申告する。  
なお、(ロ)については、乙の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)もこれらに該当すること。
- (イ) 平成25年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたことがないこと
- (ロ) 暴力団または暴力団員ではなく、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にないこと
2. 甲または乙が、前項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲または乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

- 第3条 甲と乙は、本規約締結後すみやかに、本補助金の交付申請及び完了報告、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同で行う。
2. 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
3. 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

- 第4条 乙が代表して本補助金の交付を受けたとき、乙は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の方法により甲に還元するものとする。(締結時にいずれかを選択すること)
- 現金の支払い
- 甲の乙に対する債務と相殺
- 当該債務は、本制度により交付が見込まれる補助金額について、甲が乙に支払うべき仲介手数料、インスペクション費または住宅の販売代金から、支払いを猶予することにより生じるものであり、本規約によって甲と乙が同意するものである。

(不承認)

- 第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

甲と乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日

【甲】住宅購入者

住 所

氏 名

印

【乙】宅建業者またはインスペクション事業者

住 所

事業者名

代 表 者

印

住宅ストック循環支援事業事務局 殿

**甲(工事発注者)と乙(施工業者)は、住宅ストック循環支援事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。**

**住宅ストック循環支援事業補助金 共同事業実施規約  
(エコリフォーム)**

甲と乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

(要件等の確認)

- 第1条 甲と乙は、本補助金の交付規程、マニュアル類等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。  
甲および乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
2. 甲と乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ニ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となるエコリフォームについて、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと  
(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 甲は、住宅の引渡しから10年間、事務局の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならないこと(補助事業者である施工業者や住宅所有者等が、本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合を除く)
- (ニ) 提出した個人情報は、事務局が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

- 第2条 甲と乙は、以下の(イ)および(ロ)に該当し、本補助金の交付申請が制限されないことを相互に申告する。  
なお(ロ)については、乙の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)もこれらに該当すること。
- (イ) 平成25年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたことがないこと
- (ロ) 暴力団または暴力団員ではなく、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にないこと
2. 甲または乙が、前項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲または乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

- 第3条 甲と乙は、本規約締結後すみやかに、本補助金の交付申請及び完了報告、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行う。
2. 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
3. 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

- 第4条 乙が代表して本補助金の交付を受けたとき、乙は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の方法により甲に還元するものとする。  
(締結時にいずれかを選択すること)
- 現金の支払い
- 甲の乙に対する債務と相殺
- 当該債務は、本制度により交付が見込まれる補助金額について、甲が乙に支払うべき工事代金から、支払いを猶予することにより生じるものであり、本規約によって甲と乙が同意するものである。

(不承認)

- 第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

甲と乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日

【甲】工事発注者\*

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【乙】施工業者

住 所

事業者名

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

\*管理組合等の場合、総会等で選ばれた代表者が締結すること

住宅ストック循環支援事業事務局 殿

**甲(建築主または購入者)と乙(施工業者または販売事業者)は、住宅ストック循環支援事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。**

**住宅ストック循環支援事業補助金 共同事業実施規約  
(エコ住宅への建替え)**

甲と乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

(要件等の確認)

- 第1条 甲と乙は、本補助金の交付規程、マニュアル類等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。  
甲および乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
2. 甲と乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ニ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 住宅を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 甲は、住宅の引渡しから10年間、事務局の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならないこと(補助事業者である施工業者または販売事業者や住宅所有者等が、本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合は除く。)
- (ニ) 提出した個人情報、事務局が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

- 第2条 甲と乙は、以下の(イ)および(ロ)に該当し、本補助金の交付申請が制限されないことを相互に申告する。  
なお、(ロ)については、乙の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)もこれらに該当すること。
- (イ) 平成25年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたことがないこと
- (ロ) 暴力団または暴力団員ではなく、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にないこと
2. 甲または乙が、前項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えたときは、甲または乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

- 第3条 甲と乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告、補助金の受領に至るまでの一切の手続を共同して行う。
2. 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
3. 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

- 第4条 乙が本補助金の交付を受けたとき、乙は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の方法により甲に還元するものとする。(締結時にいずれか選択すること)
- 現金の支払い
- 甲の乙に対する債務と相殺
- 当該債務は、本制度により交付が見込まれる補助金額について、甲が乙に支払うべき住宅の建築費用または販売代金から、支払いを猶予することにより生じるものであり、本規約によって甲と乙が同意するものである。

(不承認)

- 第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

甲と乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日

【甲】 建築主または購入者

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【乙】 施工業者または販売事業者

住 所

事業者名

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

交付決定番号 

(様式 5)

## 住宅ストック循環支援事業補助金 交付決定通知書

\_\_\_\_\_  
殿

住宅ストック循環支援事業事務局

申請された住宅ストック循環支援事業補助金は、住宅ストック循環支援事業補助金交付規程第6の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

## 記

1. 補助金の交付対象となる事業および内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

交 付 申 請 日	
申 請 タ イ プ	
交 付 申 請 番 号	
共 同 事 業 者	
住 宅 の 所 在 地	〒
事 業 完 了 予 定 日	

2. 1. の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

交 付 決 定 日	
交 付 決 定 額	円

3. 補助金の交付を受けた者は、「住宅ストック循環支援事業補助金交付規程」および「住宅ストック循環支援事業補助金交付申請等マニュアル」等に基づいた適正な手続き、並びに補助金交付を受けた財産の適切な管理を行わなければならない。

以上

- 【注意事項】
- ・本通知は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間、他の書類と合わせて保管すること。
  - ・事業の遅延、取り下げは、事務局に連絡の上、その指示に従うこと。
  - ・本通知の内容は共同事業者にも通知されます。

## 住宅ストック循環支援事業事務局 殿

## 住宅ストック循環支援事業補助金 完了報告書（兼、請求書）

住宅ストック循環支援事業補助金交付規程第10の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業が完了しましたことを報告します。

また、住宅ストック循環支援事業事務局が、本報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定したときは、同規程第12の規定に基づき、当該額を住宅ストック循環支援事業補助金に係る国庫補助金として、以下のとおり請求します。

## 【交付申請者】

平成 年 月 日記入

補 助 事 業 者 ( 個 人 事 業 主 名 )		法人印  (個人事業主は実印)
代 表 者 ( 決 裁 者 )	肩 書	
	氏 名	
住 所	〒	
電 話 番 号		

## 【共同事業者】

氏 名 ( 居 住 者 )	
現 住 所	〒
電 話 番 号	

## 【完了報告する補助事業】

交 付 決 定 番 号	
交 付 決 定 日	
交 付 決 定 額	
完 了 報 告 額	

## 【補助金の請求】

請 求 額	交付すべき補助金の額として、事務局が確定した額とする
振 込 先	事業者登録時に登録した銀行口座とする

- 【注意事項】
- ・修正液、訂正印は使用できません。(ポータルの情報修正後、再出力してください)
  - ・完了報告期間に事務局に郵送してください。(期間外の受付は行いません)
  - ・記入、押印漏れがある場合、完了報告の受付は行いません。
  - ・記入日が漏れていた場合、作成日を記入日として扱います。

## ※サンプル※

交付申請書は申請ポータルから出力されたモノを利用します。  
本紙に手書きで記入したものを提出しても受付されません。

確定番号 

(様式 12)

## 住宅ストック循環支援事業補助金 交付額確定通知書

\_\_\_\_\_  
殿

住宅ストック循環支援事業事務局

完了報告のあった住宅ストック循環支援事業補助金は、住宅ストック循環支援事業補助金交付規程第11の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

## 記

1. 補助金の交付対象となる事業および内容は以下の完了報告のとおりとする。

完了報告日	
申請タイプ	
完了報告番号	
共同事業者	
住宅の所在地	〒
事業完了日	

2. 1. の補助事業に要する補助金の交付額は以下のとおり確定する。

補助金確定日	
交付確定額	円

以上

- 【注意事項】
- ・本通知は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間、他の書類と合わせて保管すること。
  - ・本通知の内容は共同事業者にも通知されます。

住宅ストック循環支援事業事務局 殿

## 住宅ストック循環支援事業補助金 取り下げ申請書

住宅ストック循環支援事業補助金交付規程第7の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日記入

【交付申請者】※個人事業主は代表者欄の記入は不要

補助事業者 (個人事業主名)		法人印 (個人事業主は実印)
代表者 (決裁者)	肩書	
	氏名	
住所		〒
電話番号		

【共同事業者】※すべて必須

氏名 (居住者)	
住所	〒
電話番号	

【取り下げする補助事業】

交付決定番号	
交付決定日	
取り下げ理由	

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。



住宅ストック循環支援事業事務局 殿

## 住宅ストック循環支援事業補助金 財産処分承認申請書

住宅ストック循環支援事業補助金交付規程第15の規定に基づき、交付決定を受けた補助対象財産の処分について、以下のとおり承認を申請します。

平成 年 月 日記入

## 【申請者】※すべて必須

氏名 (居住者)		印
住所	〒	
電話番号		

## 【交付申請者】

補助事業者 (個人事業主名)	
-------------------	--

## 【処分する補助対象財産】

確定番号	
交付確定日	
交付確定額	
住宅の所在地 および処分財産	〒
処分相手	※住所、氏名、使用目的等
処分の条件	※譲渡価格等

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

除却住宅用

(様式 23)

## 住宅ストック循環支援事業用 耐震性能証明書（耐震性なし）

## 耐震性を有しないことの確認を行った住宅の情報

住宅の種別	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅等 ( 総戸数 <sup>※1</sup> 戸 )
所在地 (共同住宅の名称)	〒
確認年月日 <sup>※2</sup>	平成 年 月 日

※1 住宅以外の用途で専用使用されている部分（店舗、事務所等）を除きます。

※2 平成 28 年 11 月 1 日以降に除却工事に着手する住宅について、除却工事着手前に現地にて耐震性を有しないことを確認した日。平成 28 年 11 月 1 日以降の日付であること。

## 証明を行った建築士の情報

建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた 都道府県 <sup>※2</sup>	
フリガナ		登録番号	
氏名			
上記のものが所属する建築士事務所の情報			
フリガナ		電話番号	
名称			
登録年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	登録番号	
事務所の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士		

※2 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、耐震性を有しないことを証明します。

平成 年 月 日

証明を行った建築士

印

リフォーム住宅用

(様式 24)

## 住宅ストック循環支援事業用 耐震性能証明書（耐震性あり）

## 耐震性を有することの確認を行った住宅の情報

住宅の種類別	<input type="checkbox"/> 一戸建て	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	( 総戸数 <sup>※1</sup> 戸 )
所在地 (共同住宅の名称)	〒		
本事業期間（平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）に耐震改修を実施した場合に記載			
発注者			
工事期間	工事着手日 平成 年 月 日	工事完了日 平成 年 月 日	

※1 住宅以外の用途で専用使用されている部分（店舗、事務所等）を除きます。

## 証明を行った建築士の情報

建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた 都道府県 <sup>※2</sup>	
フリガナ				登録番号	
氏名					
上記のものが所属する建築士事務所の情報					
フリガナ				電話番号	
名称					
登録年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	登録番号			
	<input type="checkbox"/> 平成				
事務所の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 木造建築士		

※2 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、耐震性を有することを証明します。

平成 年 月 日

証明を行った建築士

印